

## 情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第12回）議事概要

日時：2019年4月26日（金）10時00分～12時00分

場所：総務省 11階 共用1101会議室

構成員）宍戸座長、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、  
小林構成員、立谷構成員、長田構成員、江島構成員代理、古谷構成員、真野構成員、  
美馬構成員、森構成員、森田構成員、山本構成員、湯淺構成員、吉澤構成員、  
若目田構成員

オブザーバー）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会、  
一般社団法人日本IT団体連盟

事務局）総務省、経済産業省

□資料12-1「検討会とりまとめ（案）」について事務局より説明。

□意見交換

<複数者が共同で情報銀行事業を行う場合について>

●複数者で情報銀行業を行う場合、複数者にまたがって個人情報のやりとりがあるのであれば、個人情報保護法上の共同利用という概念になり、1者だけが個人情報を取り扱って、それ以外は個人情報にかかわらない部分を担当するというのであれば、個人情報保護法上の共同利用には当たらずに、あくまでも情報銀行の事業として共同でやるという趣旨だと理解。

●12頁箱の中の2ポツ目について、より詳細に場合分けをして明確にする必要があり、最終的な目標としては、個人情報を取り扱っている人が誰なのか、複数なら複数、この人ならこの人という役割分担をはっきりさせ、同時に、個人情報をさわらないにしても、利用者に対する説明、損害賠償の責任は全部が連帯して責任を負うことを明確にする。

<提供先第三者の選定について>

●情報銀行において提供先第三者についての判断基準を定める必要があり、これが「認定基準に準じた扱い」として認定基準を満たすことについては、どのような補完措置により同水準の安全性を実現できるかについての客観的な検証が必要とあるのはその通りであるが、この検証は大変な作業であり、指針の記載の変更を行うには早いのではないかと。

●客観的な検証は、我々でも運用しているが、倫理審査会がそれに該当するのではないかと。例えば倫理審査会で「ここはトークン化していれば、この提供先は問題ない」と判断すれば、情報銀行的には問題ないと思うがどうか。

●トークンに関して言うと、アーキテクチャの構成、実装の方法について各社異なるので、客観的な指標を作るのは非常に困難。何がこの認定基準に準じたものとして認められるかというのは、緩める方向性もあるかと思うが、直ちに客観的に検証するのは困難であるというのが今の印象。

- IT 連としては、同等のものを求めるというのは緩めるということではなく、幅を持たせることができるというもの。IT 連は個別の処理の仕方に対して審査はできず、情報銀行がそのための体制を整えているかということ、審査するにとどまる。また、客観的な検証というのは難しく、データ倫理審査会が非常に密接に関係してくると思う。
- 現状、P マークや ISMS で形式的に縛っているが、実質的な対策の説明を情報銀行に任せるとすると、認定団体としては責任を果たしていないことにならないか。
- IT 連としては、情報銀行が第一義的には責任をとるという形だと認識しているが、その情報銀行の判断力や体制を認定団体として認定している。相手先の処理内容を、直接的に認定しているのではない。IT 連で行っているのは、情報銀行の提供先の選定基準を審査しているわけで、個別具体のケースにおいてどのようなコントロールを採用していくのかというのは、情報銀行の裁量にある程度は任されている。
- 消費者個人としては、どのような情報が公開されていたとしても、正しく仕組みが回っているのかという判断が難しい。そのために認定団体がちゃんと見ましたと、大丈夫ですと言ってくれているもので、認定は、指針からの差分の埋め方が十分な補完である上で決定されるべき。個人情報との突合についても、その有無と突合結果の使用目的は示していただきたい。
- 100 ぐらいの小規模事業者に提供する際、事業の途中から、やっぱり 1 つ増えましたという場合には、認定団体としてはどう対応するのか。
- P マークを持っていない提供先が含まれるだろうが、そこに対してどのような対策をとっているのかは審査対象になる。それに対して、十分な対策、あるいは判断をする体制が整っていないと考えられるのであれば、認定は受けられない。そのマネジメントシステムが回っているかということ審査している。不適切なことがあったのであれば、是正を求め、場合によっては認定取り消しになる。情報銀行は損害賠償などの責任も持っている点にも追及していくことになる。都度申請してもらい再審査をするというようなことは、今のところは考えていない。
- P マークや ISMS 認証を受けている提供先以外に、情報銀行がそれに準ずるものだと思う提供先にも情報を提供する場合には、認定団体は丸のみするのではなく、具体的な例示と、リスクを分析して PDCA を回すということと、データ倫理審査会を回すということは確認した上であることを検証するべき。これらについて、今回の指針 Ver2.0 の認定基準の中でしっかり書き込むことが現実的な解ではないか。
- もともと情報銀行は、消費者本人の立場に立って安全に情報を利用するものであり、今の話では、情報銀行が有象無象の提供先第三者を連れてきて「自分たちでしっかり監督します」と言えば認定することになってしまうので、難しいのではないか。

<個人による情報銀行の選択、データ倫理審査会等について>

- 指針 Ver2.0 案 14 頁、④の 2 ポツ目について、同 12 頁 (3) ④の 2 ポツ目と平仄を合わせ、データポータビリティ機能の有無を明示することと修正するべき。
- トレーサビリティについてはどのデータがどこに提供されたのかという履歴を閲覧できると具体的に書いてあるのに対し、データポータビリティ機能については、データポータビ

リティ機能としか書いていないが、どういう機能なのかは認定団体側で判断するという  
ことよろしいか。

●認定団体において、データポータビリティの有無ではなく、「どういう機能をデータポ  
ータビリティとして提供しています」ということを書くか書かないか、はっきりする必要があ  
る。

<信用スコアについて>

●信用スコアはある程度慎重に取り扱う問題として、パターン1、パターン2、パターン3  
のような図は記載せず、信用スコアの問題点及び懸念について、記載しておくにとどめるべ  
き。

●信用スコアのところは、このままでよいと考える。現状まだ情報銀行それ自体が、プロフ  
ァイリングやスコアリングすることは多くないかもしれないが、今後あり得るということ  
を考えると、パターン3についても、やはり入れておき、25頁下で一定の規律をかけるべ  
き。⑤、⑥についても、ほかで議論しているAIの倫理原則等と平仄が合っているほか、具  
体的な内容についても完全にここで結論を出しているわけではないため、この検討会で議  
論をしたという痕跡を残しておくことには意味がある。

<情報提供先からの再提供について>

●22頁の⑤のパターンには違和感がある。情報銀行のデータの流通は、個人に対して同意  
をとって流通させるというものだが、この場合は情報銀行が、AとBに対してこういう目的  
で渡しますと説明して同意を取らないといけないのに、情報銀行からの先が個別に契約し  
て、別々に流れるということは実質的にはあり得ない。

●もともと情報銀行は、免罪符を与えるための仕組みではなくて、安全を与えるための仕組  
みであるから、情報銀行に渡したら容易に第三者まで行ってしまうという誤解を招いてほ  
しくない。そのため、③の図には、何らかの注記は絶対に必要である。

●22、23頁で再提供とあるが、認められると記載のパターンに再提供は一つも入っていな  
い。再提供の禁止というVer1.0の指針は堅持し、可能であると言っているパターンには再  
提供という文言を使わない方がいい。

●⑥は明確にバツをつけるべき。また③についても、実際のところは例えば赤枠の左が代表  
者であり、右側が共同事業者であるのだから、再提供ではないと分かるように記載をすべき。

●⑤についてどういった場合かと考えると、例えば、まず1次提供先が個人データをもとに  
付加価値化して、さらに再提供するような場合だろうと思うが、それであれば、②の個人情  
報の委託で、最初に再提供先に提供して、⑤でいう提供先に加工を委託するという形になる  
と思う。また、共同利用の③のケースに当てはめられるようにも思える。ケースがあまり考  
えられず、他のできるのであれば、なくてもいいのかと考える。

<個人情報の推知について>

●要配慮個人情報は射程外になっているとユーザーが認識している一方、蓋を開けてみた

ら、要配慮個人情報のものがプロファイリングされて、ターゲティングが送られてくるとなった場合に、透明性等の観点で問題がないか。個人情報から、プロファイリングされた要配慮個人情報が引き出されるということについて情報銀行としてどう考えているのか。個人情報保護法制からすると、要配慮個人情報のものを引き出してそれを扱うことは法的には問題ないように思うが、結局それで信頼性が保てるのかという点が課題。

<消費者への普及啓発について>

●26 頁の消費者への普及啓発については、メリットを享受し、リスクを適切に回避し、コントロールするという書きぶりのほうが適切である。また、「関係者において普及啓発」について、この書きぶりからは行政や消費者団体が連想されるが、実は企業、情報銀行自体の役割も大きいので、主体を「何々など」といった形で明記されたい。

以上